

指名停止措置の概要

1. 業者名及び住所

業 者 名	住 所	備 考
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿 1-25-1	

2. 措置期間 令和6年5月31日～令和6年6月30日（1か月）

3. 指名停止措置の適用範囲

4. 事实概要

大成建設(株)は、「中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）工事」において、作業員（一次下請け）が負傷した労災事故について、所轄の鰍沢労働基準監督署長に遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなければならないところ、令和5年7月4日に至るまで提出しなかったとして、同社使用人が労働安全衛生法違反により、令和6年3月26日、鰍沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5. 措置理由

「土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱」（平成１１年３月３１日告示第２２号。以下、「指名停止等措置要綱」という。）第２条第１項及び別表第２第１５項に該当。

〈指名停止等措置要綱〉

期	間	件	要	置	措
					別表第2 (不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、有資格者が、その業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) その業務に関し法令に違反したとき。 (2) 略 (3) 略

問 合 せ 先

土浦市総務部管財課契約検査係
土浦市大和町9番1号
電話 029-826-1111 (内線) 2226、2227